

年金
税金

付加年金制度のご案内

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、年金受給額を増やすことができます。

対象 国民年金第1号被保険者、64歳以下の任意加入被保険者

※国民年金基金に加入している人、国民年金保険料の免除、納付猶予を受けている人は加入不可

掛け金 月額400円
受給額(年額) 2000円に納付月数乗じた額

※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可

申込・問合先 市民課
☎06(6902)6005

◆不審な電話やメールにご注意
日本年金機構では電話やメールで口座番号をたずねたり、ATMで振り込みを求めたりすることはありません。

償却資産の申告を

固定資産税は土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)にも課税されます。個人・法人ともに6年1月1日現在の資産状況を申告してください。

申告が必要な場合

○市内で製造・販売建設・サービス業などの事業を行っている

○市内で事業所に事業用として償却資産を貸している

○倉庫などの不動産の賃貸業を営んでいる

○共同住宅を経営している

※該当資産がない場合も申告が必要

申告の対象となる資産

路面 舗装、広告塔、パソコン、複写機、看板などの固定資産(家屋評価に含まない事業用の資産)

申告期間
6年1月4日(木)～31日(水)

※詳しくは市ホームページ参照
申告・問合先 課税課
☎06(6902)5918

寄附・寄贈

◆(株)ABILITY様

本市の子どものため、お菓子を寄贈いただき、感謝いたします。

◆門真市ものづくり企業ネットワーク様

通学路の安全対策のため、ご寄附いただき、感謝いたします。

◆門田満洲男様

本市の子どものため、ご寄附とお米を寄贈いただき、感謝いたします。

◆明治安田生命保険相互会社大阪東支社門真営業所様

本市の高齢福祉行政推進のため、サウンドアーチを寄贈いただき、感謝いたします。

◆門真ロータリークラブ様

市制施行60周年記念事業「ミライのシゴトEXPO」のため、玩具一式を寄贈いただき、感謝いたします。



防災

一時避難地を確認しましょう

災害発生時、一時的に自主避難ができます。

問合先 危機管理課
☎06(6902)5812



◆一時避難地

茨田公園	大橋町公園
新橋公園	三ツ島公園緑地
中町公園	三ツ島公園
石原町公園	東江端町3号公園
東打越公園	岸和田1号公園
幸福町公園	四宮1号公園
柳町公園	四宮3号公園
北打越公園	元町中央公園
下三ツ島公園	門真南公園
若葉公園	門真南緑地
下馬伏南公園	東江端町2号公園
四宮公園	浜町児童遊園
浜町公園	月出町中央公園
速見町公園	さくら広場※
サン・ジョゼ広場	コノミヤ門真千石東店駐車場(※)
岸和田北部遊水公園	本町市住児童遊園、本町市営住宅内広場
末広町北公園	大阪国際大学守口キャンパス(※)
一番柳田町北2号緑地公園	北島東町公園
一番柳田町北1号公園	※大規模災害時のみ利用可

保険
人権
消費生活

交通事故など他人の行為でケガをした際は必ず届出を

市国民健康保険加入者は交通事故や傷害事件など他人の行為でケガをした際、保険証を使用できますが、市への届出が必要です。届出せずに治療費を受け取ると、保険証が使用できない場合があります。示談の前に必ずご相談ください。

問合先 健康保険課
☎06(6902)5967

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

拉致問題解決のためには、私たち一人ひとりが拉致問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

問合先 人権市民相談課
☎06(6902)6079

クレジットカードの不正利用にご注意

クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求があるという相談が増えています。不正利用の可能性がある場合、すぐにクレジットカード会社に調査依頼をしてカード番号を変更してください。時間が経ってからでは調査ができないこともあるので、日頃から利用明細を確認しましょう。

問合先 消費生活センター
☎06(6902)7249



市役所の時間外・日曜相談窓口 (12月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	10日(日)・24日(日) 午前9時～正午 15日(金) 午後5時30分～7時	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※混雑時には待ち時間が発生することがあります。予めご了承ください 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)5821
国民年金	24日(日) 午前9時～正午	持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 問合先 市民課 ☎06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料納付	24日(日) 午前9時～正午 ※予約者優先。市公式LINEから事前予約可	持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合先 収納課 ☎06(6902)5935

12月3日～9日は「障がい者週間」
だれもが安心してかどまで暮らすために

市では約14人に1人が障がい者手帳を所持しています。地域で支え合い共生する社会を築くため、障がいを正しく理解し、1人ひとりができることを考えましょう。

◆障がいの種類と配慮

障がいの種類	私たちができる配慮
聴覚障がい	手話や身振り、筆談などで状況を伝える
肢体不自由	車いすの人とは同じ目線で話す
視覚障がい	通路や点字ブロック上に物を置いたり駐輪したりしない
発達障がい	曖昧な表現を避け具体的に説明する
内部障がい・難病	外見では判断しにくい障がいがあることを理解する
精神障がい	本人のペースに合わせた声かけをする
知的・発達障がい	ゆっくり穏やかな口調で声を掛ける

ふれあいキャンペーン

とき 12月3日(日)～9日(土)
ところ 市役所別館、市民プラザ、そよら古川橋駅前など

内容 啓発物の配架・展示

◆イベント

とき・ところ・内容

12月8日(金)
○障害者差別解消法の合理的配慮のお話…午前10時から、午後1時から、第3会議室(市役所別館3階)

※障がい種別ごとにお話

○パンやアクセサリなどの販売…午前11時～午後3時、市役所別館前芝生広場
※雨天時は市役所別館で開催

ヘルプマークをご存じですか

外見から分らなくても、援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

